

令和 4 年度屋久島町地域防災計画修正概要

1 緊急輸送道路の確保(県地域防災計画の修正に伴う修正)

災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う記述を追加します。

なお、国や県の計画においては、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の促進について取り組むこととされていますが、本町では今後の検討課題として整理し、今回の修正ではこの点は反映しないこととします。

〔一般編・地震編・津波編・南海トラフ地震防災対策推進計画・火山編〕

2 福祉避難所について(福祉避難所の確保・運営ガイドライン(R3.5改定)による修正)

これまでは二次避難所(福祉避難所)とされており、一般避難所開設の後に福祉避難所を開設していましたが、要配慮者が直接避難することができるよう修正します。

また、福祉避難所が適切に運営されるよう、必要な取り組みに関する記述を追加します。

なお、国や県の計画においては、医療的ケアを必要とする方の避難先として福祉避難所を指定し、必要な環境整備を進めることとしておりますが、施設面や人材面等において課題が残るため、本町では今後の検討課題として整理し、今回の修正ではこの点は反映しないこととします。(社会福祉協議会、徳洲会病院と要配慮者の避難について協力関係の協議済)

〔一般編〕

3 防災行動計画の作成(県地域防災計画の修正に伴う修正)

災害時に適切に行動できるよう、災害時に発生する状況を予め想定し、時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努める旨を追加します。

〔一般編〕

4 防災知識の普及啓発(県地域防災計画の修正に伴う修正)

学校教育における防災知識の普及啓発をより効果的に実施するため、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める旨を追加します。

〔一般編〕

5 安否不明者に関する情報収集(県地域防災計画の修正に伴う修正)

人的被害について正確な情報を収集するため、県は「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」(令和4年5月13日)を策定しており、市町村との連携により安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努めるとされていることから、必要な記述を追加します。

〔一般編〕

6 気象防災アドバイザーの活用(県地域防災計画の修正に伴う修正)

避難指示等の発令に際し、その時機を失することなく適切に判断できるよう、国や県等からの助言だけではなく、必要に応じて、専門家からの技術的助言を受けることができる旨の記述を追加します。

〔一般編〕

7 自主防災組織の結成

永田地区が令和4年8月31日付けで自主防災組織を結成しましたので、時点修正します。これにより、本町では全集落で自主防災組織が結成されている状況となりました。

〔資料編〕

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
第1章 災害予防 第3節 防災構造化の推進 第3 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備 (P23)	1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保） 道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を發揮する。このため、町は災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。	1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保） 道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を發揮する。このため、町は災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。 <u>また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</u>	国の防災基本計画の修正に伴う修正
第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (P30)	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略) (2) 指定避難所等 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略) (2) 指定避難所等 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 <u>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定し、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（R3.5 改定）」による修正

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第1 指定緊急避難場所及び 指定避難所の指定等 (P31)</p>	<p>2 指定避難所の整備</p> <p>町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。</p> <p>町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>指定避難所において救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。</p> <p>特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。</p>	<p>2 指定避難所の整備</p> <p>町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。</p> <p>町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>指定避難所において救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>また、<u>停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう</u>、長時間対応可能な電源を確保するため、<u>再生可能エネルギーの活用も含めた</u>非常用発電機の整備に努める。</p> <p>特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第5 指定避難所の収容、運営体制の整備 (P36)</p>	<p>2 指定避難所の運営体制の整備</p> <p>町は、指定避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し、指定避難所の管理運営体制の整備に努める。</p> <p>町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。</p>	<p>2 指定避難所の運営体制の整備</p> <p>町は、指定避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し、指定避難所の管理運営体制の整備に努める。</p> <p>町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO、ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 災害予防 第15節 その他の災害応急対策 事前措置体制の整備 第6 総合防災力の強化に関する対策 (P46)</p>	<p>4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携</p> <p>町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携</p> <p>町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</p> <p>5 防災行動計画</p> <p><u>町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第16節 防災知識の普及・啓発 第1 住民に対する防災知識の普及啓発 (P48)</p>	<p>2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発</p> <p>保育園、幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行なわれるよう促す。</p> <p>さらに、青少年・女性・高齢者・障害者・ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。</p> <p>いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ防災教育の充実を図る。</p>	<p>2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発</p> <p>保育園、幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行なわれるよう促す<u>とともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、青少年・女性・高齢者・障害者・ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。</p> <p>いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ防災教育の充実を図る。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第16節 防災知識の普及・啓発 第1 住民に対する防災知識の普及啓発 (P49)</p>	<p>3 災害教訓の伝承</p> <p>町は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>3 災害教訓の伝承</p> <p>町は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、<u>災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																																																
第2章 災害応急対策 第9節 災害情報・被害情報の 収集・伝達 第1 災害情報の収集・伝達 (P84)	<p>町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。</p> <p>なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</p>	<p>町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。</p> <p>なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、<u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</p>	国の防災基本計画の修正に伴う修正																																																
第2章 災害応急対策 第10節 広報 第3 その他の関係機関等への 広報の要請 (P93)	<p>2 その他の防災関係機関への要請</p> <p>(1) 屋久島電工株式会社・九州電力株式会社熊毛営業所・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合・町電気課</p> <p>災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・防災行政無線及び報道機関等により住民への周知に努める。</p>	<p>2 その他の防災関係機関への要請</p> <p>(1) 屋久島電工株式会社・九州電力株式会社<u>及び九州電力送配電株式会社（九州電力熊毛サービスセンター）</u>・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合・町電気課</p> <p>災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・防災行政無線及び報道機関等により住民への周知に努める。</p>	分社化に伴う修正																																																
第2章 災害応急対策 第13節 避難の指示、誘導 第2 避難指示等の基準と区分 (P100)	<p>1 避難指示等の基準と区分</p> <p>避難指示等の発令については、対象となる災害を①暴風災害、②土砂災害、③高潮災害、④津波災害とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、鹿児島県土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報、現地情報等を収集し、総合的に判断して発令する。</p>	<p>1 避難指示等の基準と区分</p> <p>避難指示等の発令については、対象となる災害を①暴風災害、②土砂災害、③高潮災害、④津波災害とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、鹿児島県土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報、現地情報等を収集し、総合的に判断して発令する。</p> <p><u>また、避難の指示又は解除を行う際は、必要に応じて国又は県の他、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	国の防災基本計画の修正に伴う修正																																																
第2章 災害応急対策 第17節 緊急医療 第1 緊急医療の実施 (P114)	<p>1 DMAT</p> <p>(略)</p> <p>(3) DMATの編成と所在地</p> <p>(略)</p> <p>イ DMATの所在地</p> <p>DMATの所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(令和2年3月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="379 1732 1439 1999"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島市立病院</td> <td>鹿児島市上荒田町 37-1</td> <td>099-230-7000</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>鹿児島赤十字病院</td> <td>〃 平川町 2545</td> <td>099-261-2111</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鹿児島市医師会病院</td> <td>〃 鴨池新町 7-1</td> <td>099-254-1125</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鹿児島大学病院</td> <td>〃 桜ヶ丘 8-35-1</td> <td>099-275-5111</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>鹿児島徳洲会病院</td> <td>鹿児島市下荒田 3-8-1</td> <td>099-250-1110</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	チーム数	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	<p>1 DMAT</p> <p>(略)</p> <p>(3) DMATの編成と所在地</p> <p>(略)</p> <p>イ DMATの所在地</p> <p>DMATの所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(令和4年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1457 1732 2516 1999"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿児島市立病院</td> <td>鹿児島市上荒田町 37-1</td> <td>099-230-7000</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>鹿児島赤十字病院</td> <td>〃 平川町 2545</td> <td>099-261-2111</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鹿児島市医師会病院</td> <td>〃 鴨池新町 7-1</td> <td>099-254-1125</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>鹿児島大学病院</td> <td>〃 桜ヶ丘 8-35-1</td> <td>099-275-5111</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>鹿児島徳洲会病院</td> <td>〃 <u>南栄 5-10-51</u></td> <td><u>099-268-1110</u></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	チーム数	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3	鹿児島徳洲会病院	〃 <u>南栄 5-10-51</u>	<u>099-268-1110</u>	2	時点修正
施設名	所在地	電話番号	チーム数																																																
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3																																																
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2																																																
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2																																																
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3																																																
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2																																																
施設名	所在地	電話番号	チーム数																																																
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3																																																
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2																																																
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2																																																
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3																																																
鹿児島徳洲会病院	〃 <u>南栄 5-10-51</u>	<u>099-268-1110</u>	2																																																

該当箇所	現 行 計 画				修 正 案				修正理由																																																
		～ 略 ～				～ 略 ～																																																			
<p>第2章 災害応急対策 第19節 指定避難所の運営 第1 指定避難所の開設等 (P121)</p>	<p>2 二次避難所（福祉避難所等）の開設</p> <p>(1) 自宅や指定避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。</p> <p>(2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。</p> <p>(3) 二次避難所（福祉避難所等）は、資料4-2のとおりとする。</p>				<p>2 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 自宅や指定避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。</p> <p>(2) <u>福祉避難所</u>を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。</p> <p>(3) <u>福祉避難所</u>は、資料4-2のとおりとする。</p>				<p>「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（R3.5改定）」による修正</p>																																																
<p>第2章 災害応急対策 第19節 指定避難所の運営 第2 指定避難所の運営管理 (P122)</p>	<p>(2) 指定避難所における正確な情報の伝達、食糧、飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。</p>				<p>(2) 指定避難所における正確な情報の伝達、食糧、飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関や、<u>NPO・ボランティア等の外部支援者等</u>の協力を得て、適切な運営管理に努める。</p>				<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																																
<p>第2章 災害応急対策 第22節 生活必需品の給与 第1 生活必需品の調達 (P127)</p>	<p>1 備蓄物資の調達</p> <p>被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合等は県が行う。</p> <p>また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。</p> <p>(略)</p> <p>(令和3年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="379 1633 1436 1871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">備蓄場所</th> <th colspan="4">備蓄内容</th> </tr> <tr> <th>毛布</th> <th>緊急品セット</th> <th>タオルケット</th> <th>ブルーシート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支部倉庫</td> <td>1,963枚</td> <td>689個</td> <td>2,199枚</td> <td>622枚</td> </tr> <tr> <td>常備地区</td> <td>1,997枚</td> <td>958個</td> <td>1,265枚</td> <td>1,163枚</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,960枚</td> <td>1,647個</td> <td>3,464枚</td> <td>1,785枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県防災計画より)</p>				備蓄場所	備蓄内容				毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート	支部倉庫	1,963枚	689個	2,199枚	622枚	常備地区	1,997枚	958個	1,265枚	1,163枚	計	3,960枚	1,647個	3,464枚	1,785枚	<p>1 備蓄物資の調達</p> <p>被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合等は県が行う。</p> <p>また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。</p> <p>(略)</p> <p>(令和4年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1460 1633 2516 1871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">備蓄場所</th> <th colspan="4">備蓄内容</th> </tr> <tr> <th>毛布</th> <th>緊急品セット</th> <th>タオルケット</th> <th>ブルーシート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支部倉庫</td> <td><u>1,733枚</u></td> <td><u>578個</u></td> <td><u>2,266枚</u></td> <td><u>1,096枚</u></td> </tr> <tr> <td>常備地区</td> <td><u>1,943枚</u></td> <td><u>930個</u></td> <td><u>1,263枚</u></td> <td><u>1,125枚</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>3,676枚</u></td> <td><u>1,508個</u></td> <td><u>3,529枚</u></td> <td><u>2,221枚</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県防災計画より)</p>				備蓄場所	備蓄内容				毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート	支部倉庫	<u>1,733枚</u>	<u>578個</u>	<u>2,266枚</u>	<u>1,096枚</u>	常備地区	<u>1,943枚</u>	<u>930個</u>	<u>1,263枚</u>	<u>1,125枚</u>	計	<u>3,676枚</u>	<u>1,508個</u>	<u>3,529枚</u>	<u>2,221枚</u>	<p>時点修正</p>
備蓄場所	備蓄内容																																																								
	毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート																																																					
支部倉庫	1,963枚	689個	2,199枚	622枚																																																					
常備地区	1,997枚	958個	1,265枚	1,163枚																																																					
計	3,960枚	1,647個	3,464枚	1,785枚																																																					
備蓄場所	備蓄内容																																																								
	毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート																																																					
支部倉庫	<u>1,733枚</u>	<u>578個</u>	<u>2,266枚</u>	<u>1,096枚</u>																																																					
常備地区	<u>1,943枚</u>	<u>930個</u>	<u>1,263枚</u>	<u>1,125枚</u>																																																					
計	<u>3,676枚</u>	<u>1,508個</u>	<u>3,529枚</u>	<u>2,221枚</u>																																																					

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由				
第2章 災害応急対策 第24節 感染症予防、食品衛生、 生活衛生対策 第1 感染症予防対策 (P134)	<p>3 感染症業務</p> <table border="1" data-bbox="379 289 1436 380"> <tr> <td data-bbox="379 289 655 380">(3) 患者等に対する措置</td> <td data-bbox="655 289 1436 380">被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。</td> </tr> </table>	(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。	<p>3 感染症業務</p> <table border="1" data-bbox="1460 289 2516 380"> <tr> <td data-bbox="1460 289 1736 380">(3) 患者等に対する措置</td> <td data-bbox="1736 289 2516 380">被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対応をとる。</td> </tr> </table>	(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた 対応 をとる。	県の地域防災計画の修正に伴う文言修正
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。						
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた 対応 をとる。						
第2章 災害応急対策 第32節 電力施設の応急対策 (P151)	<p>災害時には、風雨等によりダム・水圧鉄管の決壊、鉄塔電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。</p> <p>このため、町は、電力事業者（屋久島電工株式会社・九州電力株式会社・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合）の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。</p>	<p>災害時には、風雨等によりダム・水圧鉄管の決壊、鉄塔電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。</p> <p>このため、町は、電力事業者（屋久島電工株式会社・九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社（九州電力熊毛サービスセンター）・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合）の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。</p>	分社化に伴う修正				

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																								
第2章 地震災害応急対策 第8節 地震情報・津波予報 等の収集・伝達 (P193)	表 地震情報の種類、発表基準、内容 <table border="1" data-bbox="403 243 1412 1146"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。』</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。』	表 地震情報の種類、発表基準、内容 <table border="1" data-bbox="1478 243 2487 1146"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村 毎の観測した震度 を発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	文言の修正
地震情報の種類	発表基準	内容																									
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																									
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																									
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。』																									
地震情報の種類	発表基準	内容																									
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																									
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																									
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村 毎の観測した震度 を発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																									

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
第1章 津波災害予防 第4節 津波災害防止対策の 推進 第1 津波災害に強いまち づくり (P210)	1 津波に強いまちの形成 (略) (13) 町は、県との連携のもと、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と主要幹線道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 (新設)	1 津波に強いまちの形成 (略) (13) 町は、県との連携のもと、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と主要幹線道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 (14) 町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う新設
第1章 津波災害予防 第4節 津波災害防止対策の 推進 第1 津波災害に強いまち づくり (P210)	2 避難関連施設の整備 (略) (4) 町は、県との連携のもと、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。 (新設)	2 避難関連施設の整備 (略) (4) 町は、県との連携のもと、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。 (5) 町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う新設
第1章 津波災害予防 第15節 避難体制の整備 第2 指定緊急避難場所及 び指定避難所の指定 等 (P218)	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略) (2) 指定避難所 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略) (2) 指定避難所 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 <u>町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。</u> なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知	福祉避難所の確保・運営ガイドライン(R3.5改定)による修正

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																								
<p>第1章 津波災害予防 第15節 避難体制の整備 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (P219)</p>	<p>2 指定避難所の整備 町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。 指定避難所において救護施設、防水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。 また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。 特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。</p>	<p>識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定避難所の整備 町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。 指定避難所において救護施設、防水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。 また、<u>停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう</u>、長時間対応可能な電源を確保するため、<u>再生可能エネルギーの活用も含めた</u>非常用発電機の整備に努める。 特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。</p>	<p>国の防災基本計画の修正に伴う修正</p>																								
<p>第2章 津波災害応急対策 第8節 津波警報・津波情報等の収集・伝達 第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表 (P228)</p>	<p>1 津波及び地震に関する情報の発表 (2) 地震情報 気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。</p> <p>表 地震情報の種類、発表基準、内容</p> <table border="1" data-bbox="400 1081 1424 1974"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	<p>1 津波及び地震に関する情報の発表 (2) 地震情報 気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。</p> <p>表 地震情報の種類、発表基準、内容</p> <table border="1" data-bbox="1484 1081 2507 1974"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名<u>毎の観測した震度を</u>発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 <u>毎の観測した震度を</u> 発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	<p>文言の修正</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																									
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																									
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																									
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を『発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																									
地震情報の種類	発表基準	内容																									
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																									
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																									
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 <u>毎の観測した震度を</u> 発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																									

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																						
<p>第2章 津波災害応急対策 第8節 津波警報・津波情報等の収集・伝達 第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表 (P230)</p>	<p>(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波警報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。 津波警報等とともに発表される津波の高さは、通常は数値で発表する。 ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。 なお、大津波警報は特別警報に位置づけられる。</p>	<p>(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波警報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。 ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。 なお、大津波警報は特別警報に位置づけられる。</p>	<p>文言の修正</p>																						
<p>第2章 津波災害応急対策 第8節 津波警報・津波情報等の収集・伝達 第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表 (P231)</p>	<p>(4) 津波情報 ア 津波情報の発表等 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">表 津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="379 1052 1430 1598"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波の到達中であることを伝える。 <p>(※2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さを津波予報区単位で発表する。 	情報の種類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<p>(4) 津波情報 ア 津波情報の発表等 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">表 津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1466 1052 2516 1507"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波の到達中であることを伝える。 <p>(※2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さを津波予報区単位で発表する。 	情報の種類	内 容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	<p>表（文言）の削除（津波に関するその他必要事項は、地震情報等を含めて発表するため）</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>
情報の種類	内 容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)																								
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																								
情報の種類	内 容																								
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕																								
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																								
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																								
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)																								

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																																
	<p>を観測点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さを津波予報区単位で発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 																																	
<p>第2章 津波災害応急対策 第8節 津波警報・津波情報等の収集・伝達 第1 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表 (P232)</p>	<p>表 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="379 779 1427 1234"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>表 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="1469 779 2516 1234"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ>1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ≤1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>文言の修正</p>
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																	
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	

該当箇所	現 行 計 画					修 正 案					修正理由		
1-5 自主防災組織 (P6)	(令和4年3月1日現在)					(令和5年3月1日現在)					時点修正		
	地区名	組織数	自主防災組織 の管内人口	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地域の世帯数	組織率 (%)	地区名	組織数	自主防災組織 の管内人口	自主防災組織 の管内世帯数		組織されている 地域の世帯数	組織率 (%)
	長峰	1	413	230	230	100.0	長峰	1	397	215		215	100.0
	小瀬田	1	413	217	217	100.0	小瀬田	1	411	221		221	100.0
	榊川	1	114	56	56	100.0	榊川	1	106	58		58	100.0
	楠川	1	402	221	221	100.0	楠川	1	407	227		227	100.0
	宮之浦	1	2,815	1,460	1,460	100.0	宮之浦	1	2,784	1461		1461	100.0
	志戸子	1	297	166	166	100.0	志戸子	1	282	164		164	100.0
	一湊	1	521	316	316	100.0	一湊	1	517	311		311	100.0
	吉田	1	133	75	75	100.0	吉田	1	130	74		74	100.0
	永田	1	383	227	0	0	永田	1	360	221		221	100.0
	本村	1	106	64	64	100.0	本村	1	96	62		62	100.0
	湯向	1	10	7	7	100.0	湯向	1	10	8		8	100.0
	永久保	1	132	75	75	100.0	永久保	1	130	76		76	100.0
	船行	1	244	135	135	100.0	船行	1	234	126		126	100.0
	松峰	1	535	277	277	100.0	松峰	1	523	280		280	100.0
	安房	1	952	532	532	100.0	安房	1	934	526		526	100.0
	春牧	1	918	469	469	100.0	春牧	1	902	472		472	100.0
	平野	1	264	150	150	100.0	平野	1	258	149		149	100.0
	高平	1	163	84	84	100.0	高平	1	163	85		85	100.0
	麦生	1	286	164	164	100.0	麦生	1	280	163		163	100.0
	原	1	460	232	232	100.0	原	1	455	237		237	100.0
	尾之間	1	711	416	416	100.0	尾之間	1	710	410		410	100.0
	小島	1	179	92	92	100.0	小島	1	186	99		99	100.0
	平内	1	656	348	348	100.0	平内	1	632	350		350	100.0
	湯泊	1	189	110	110	100.0	湯泊	1	180	109		109	100.0
	中間	1	200	115	115	100.0	中間	1	205	115		115	100.0
栗生	1	432	260	260	100.0	栗生	1	410	255	255	100.0		
合 計	26	11,928	6,498	6,271	96.5	合 計	26	11,702	6,474	6,474	100.0		